

令和5年春の叙勲

瑞宝双光章(郵政事業功勞)



雨宮 秀雄 さん
元 鶴見郵便局長

第40回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章(消防功勞)



大熊 春雄 さん
元 入間東部地区消防組合
消防監

瑞宝双光章(警察功勞)



行方 喜久雄 さん
元 警視庁警視

瑞宝双光章(防衛功勞)



小柳 信 さん
元 3等陸佐

国または公共に対する長年の功績や特定の分野における業績を称えられ、市内では次の方々が榮譽に輝かれました。

叙勲受章

おめでとうございます

関 秘書広報課 ☎049(256)9187

舞台芸術鑑賞 「enra公演」 を開催

関 文化・スポーツ振興課 ☎049-257-6352

優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供することで市民の感性や創造性を高め、心豊かな人を育むとともに、文化芸術によるまちづくりに寄与することを目的とした公演を開催します。

パフォーミング・アーツ・カンパニー「enra」による音楽とダンス、映像が融合した新たなパフォーマンスをぜひご鑑賞ください。

とき 9月10日(日)午後4時開演(午後3時30分開場)

場所 キラリ☆ふじみ

定員 800人

費用 S席2,500円、A席1,500円、C席500円

チケット販売

- ・チケットぴあ：7月1日(土)～公演日
- ・キラリ☆ふじみ窓口：7月1日(土)～31日(月)



小・中・特別支援学校の児童・生徒を無料でご招待

保護者同伴の69組(2人1組)を公演に招待します。

※保護者はチケット代(500円)が必要です。

対象 市内在住、在学の小・中・特別支援学校の児童・生徒

申込方法 7月1日(土)～8月4日(金)に市ホームページの応募フォームからお申し込みください。

※応募多数の場合は抽選



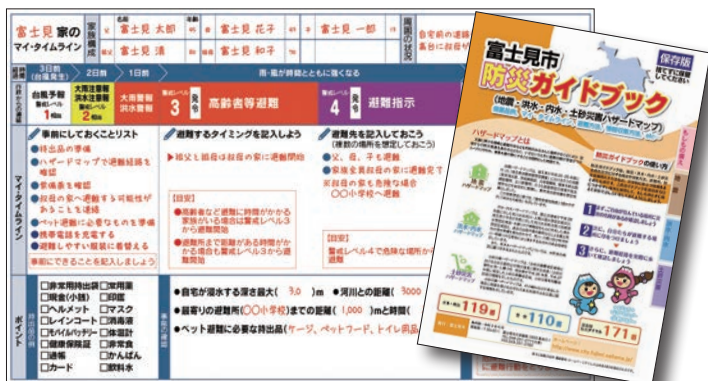
台風の季節が到来します 災害への備えと連絡方法・防災情報の入手

☎ 危機管理課 ☎049-256-7962

「マイ・タイムライン」を作成して 日ごろから災害に備えましょう

市では、大雨や台風などで水害の危険性が高まった際、警戒レベルに応じてどのような行動をとるかを事前に決めておく、「マイ・タイムライン」の作成・活用を推奨しています。

※詳しくは「富士見市防災ガイドブック」
や市ホームページをご覧ください。



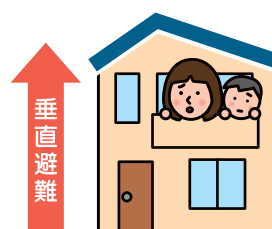
■ 備蓄品・非常用持出品の準備を

大規模災害発生時のライフラインの被害による物資の不足や災害の長期化に備え、自宅の備蓄や避難先に持ち出す物品を準備しておきましょう。



■ 警戒レベルに応じて避難できる場所を確認

避難所の把握だけでなく、親戚や知人の家、自宅から出られなくなった際の垂直避難など、さまざまな状況を想定して確認しておきましょう。



災害時の連絡方法

【NTT 災害用伝言ダイヤル(171)】

災害時、指定の電話番号あてに音声（安否情報）を録音することができ、どこからでもその録音を聞くことができます。

【NTT 災害用伝言板(web171)】

パソコンやスマートフォンなどから、電話番号を入力して伝言（安否情報）の登録、確認ができます。



防災情報の入手方法

台風や大雨などにより河川が増水しやすくなります。気象情報や災害情報を常に収集してください。

【市ホームページ】

警戒レベルや避難所情報などを詳しく掲載します。



【埼玉県防災情報メール】

気象警報や地震などの防災情報が配信されます。



【Yahoo! 天気・災害】

気象・災害情報、河川水位情報が確認できます。



【富士見市防災メール】

警戒レベルや避難所開設情報などを配信します。



【Yahoo! 防災速報アプリ】

市町村登録により気象情報、避難情報などが通知されます。



【防災行政無線電話応答サービス】

防災行政無線を聞き逃した場合、電話で放送内容が確認できます。
☎049-265-3030

【富士見市公式SNS】

TwitterやLINEで避難所情報などを配信します。



【そのほかの防災アプリ】

地域設定などにより地域の情報が通知されます。



【テレビで情報入手】

リモコンの「dボタン」を押して表示されるデータ放送画面より、情報を入手できます。

川の情報をライブ配信

砂川堀や新河岸川の最新の状況をインターネットで確認できます。

砂川堀雨水幹線
水位監視システム
(埼玉県)



川の防災
情報
(埼玉県)





国民健康保険税の納税通知書を郵送します

☎ 保険年金課 ☎049-252-7113

7月4日(火)に国民健康保険税の納税通知書を、納税義務者である世帯主に郵送します。世帯主が国民健康保険非加入者でも、世帯内に加入者がいる場合は納税義務者になります。



国民健康保険税の軽減・減免

詳しくは市ホームページをご覧ください。

① 世帯の所得に応じた均等割額の軽減

対象 世帯主と国民健康保険加入者の前年の合計所得が右表の軽減判定基準以下の世帯(税法上の被扶養者や収入がない方も含め、世帯主と国民健康保険加入者全員(16歳以上)の所得を申告している必要があります)

軽減判定基準	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等※1の人数-1)	7割
43万円+29万円×国民健康保険加入者※2の人数+10万円×(給与所得者等※1の人数-1)	5割
43万円+53.5万円×国民健康保険加入者※2の人数+10万円×(給与所得者等※1の人数-1)	2割

(※1)世帯主と国民健康保険加入者のうち、給与収入または公的年金等収入が一定額以上ある方のこと

(※2)国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行後、継続して同じ世帯に属する方を含む

② 未就学児の均等割額の軽減(申請不要)

未就学児の国民健康保険加入者の均等割額は5割減額されます。

※①の軽減も適用の場合、軽減後の均等割額が5割減額されます。

③ 災害などによる損害があった場合の減免

災害による損害など、特定の要件に該当する場合は減免になる場合があります。

申請期限 原則納期限の7日前(必着)

※預貯金や資産などを調査する場合があります。

④ 非自発的失業者の軽減

倒産や解雇などで離職した方は軽減になる場合があります。

対象 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職時年齢が65歳未満で、離職理由の番号が次のいずれかの方

離職理由番号

11、12、21、22、23、31、32、33、34

申請方法 ハローワークで雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知を取得した後、市ホームページにある特例対象被保険者等申告書に記入し郵送

【宛先】〒354-8511(所在地は記載不要)

富士見市役所保険年金課

※窓口で申請する場合、持ち物など詳しくは市ホームページをご覧ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響による減免は、感染症法上の分類の変更に伴い令和4年度分で終了しました。



後期高齢者医療に加入されている方へ

被保険者証・保険料決定通知書を郵送します

☎ 保険年金課 ☎049-252-7114

新しい被保険者証の利用は8月1日から

新しい後期高齢者医療の被保険者証を7月中旬以降に簡易書留で郵送します。8月1日(火)から新しい被保険者証をご利用ください。

■ 7月4日(火)に保険料決定通知書を郵送します

▶原則、保険料は特別徴収(年金天引き)されます

令和4年度中に保険料の減額または変更により特別徴収が停止された方は、令和5年7～9月分は普通徴収(口座振替または納付書による納付)で納付となります。

突然の収入減や病気で納付が困難なときはご相談ください。



国民健康保険の新しい被保険者証を郵送します

☎ 保険年金課 ☎049-252-7112

新しい被保険者証の利用は8月1日から

新しい国民健康保険の被保険者証(以下、保険証)を7月末日までに世帯主へ簡易書留で郵送します。8月1日(火)から新しい保険証をご利用ください。

不在などの理由で受け取りできなかった場合は、三芳郵便局にお問い合わせください。

■ ジェネリック医薬品を希望できます

ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効成分で製造した薬で、新薬に比べて安価に購入できます。保険証にジェネリック医薬品希望シールを同封しますので、保険証やお薬手帳に貼ってご活用ください。

■ 臓器提供の意思表示ができます

保険証の裏面に臓器提供意思表示欄を設けていますので、意思表示をお願いします。ただし、記入は任意であり、強制するものではありません。

■ 就職・退職など国民健康保険資格に変更がある場合の手続きはお忘れなく

手続き対象	必要書類
社会保険など健康保険の資格を喪失された方 →国民健康保険の加入手続きが必要です	<ul style="list-style-type: none"> 資格喪失日または退職日の証明できる書類(保険資格喪失証明書など)
社会保険など健康保険に加入された方 →国民健康保険の喪失手続きが必要です	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得日の証明できる書類(社会保険などの保険証など) 富士見市の保険証
氏名や住所などが変更になった方	<ul style="list-style-type: none"> 旧記載の保険証

【共通】

- 本人確認書類
- マイナンバー(個人番号)の分かるもの

医療機関への支払いが困難な方へ

失業やそのほか特別な事情により生活が困窮し、医療機関への支払いが困難な方は、窓口負担分(一部負担金)の減免を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

マイナンバーカードを 保険証として利用しませんか

☎ 保険年金課 ☎049-252-7112

利用できる医療機関は
このステッカーが目印



国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証として利用できます

マイナンバー(12桁の数字)は使わず、医療機関のカードリーダーにマイナンバーカードをかざすことで、医療保険の資格をオンラインで確認します。

令和6年秋以降は保険証が廃止され、マイナンバーカードと一体化される予定です



**処方薬などの情報共有
で適切な医療が可能**

初めての医療機関でも、本人の同意があれば特定健診や処方薬の情報を共有でき、より適切な医療が受けられます。



**手続きなしで限度額を
超える支払いが不要**

限度額適用認定証がなくても、高額医療費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

利用には事前申込みを

マイナンバーカードを保険証として利用するには申込みが必要です。

マイナポータル
や保険年金課で申
込みができます。



マイナンバーPRキャラクター「マイナちゃん」



令和5年度 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

☎ 子育て支援課 子育て世帯生活支援特別給付金担当 ☎049-293-9071

食費などの物価高騰の中、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、該当する世帯に児童1人あたり5万円の給付金が支給されます。

制度に関する問合せ

☎ こども家庭庁コールセンター

☎ 0120-400-903

午前9時～午後6時(土・日・祝を除く)

ひとり親世帯



■ 申請が不要の方(個別に通知)

令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けた方 ※6月中旬に支給済み

■ 申請が必要な方 次のいずれかに該当する方

- 公的年金などを受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(収入が児童扶養手当の支給制限限度額未満の方に限る)
- 食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、令和5年1月以降の収入が児童扶養手当の支給を受けている方と同じ水準となった方

ひとり親世帯以外の子育て世帯



■ 申請が不要の方(個別に通知)

次のいずれかに該当する方

- 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給を富士見市から受けた方 ※6月中旬に支給済み
- 令和5年3月1日～令和6年2月29日に生まれた児童の養育者(児童手当受給者)で、令和5年度住民税(均等割)が非課税の方(公務員の方を除く)

■ 申請が必要な方(左記以外)

令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当対象児童の場合20歳未満)を養育している方(父母など)で、次のいずれかに該当する方

- 令和5年度住民税(均等割)が非課税の世帯
- 食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、令和5年1月以降の収入が住民税非課税相当となった世帯

申請が必要な方の手続き

申請期限 令和6年2月29日(木)

申請方法 申請書に記入し、必要書類を添えて郵送してください(窓口での申請には事前に電話予約が必要です)。

【宛先】 〒354-8511 (所在地は記載不要)

富士見市役所子育て支援課

※申請書は市ホームページ、子育て支援課にあります。
 ※ひとり親世帯とそれ以外の重複支給はできません。
 ※他の自治体から令和5年度の給付金を支給された方は対象外です。

国道254号和光富士見バイパスの志木市～富士見市区間の開通のお知らせ

☎ 埼玉県朝霞県土整備事務所 国道254号バイパス整備担当 ☎048-471-4643

国道254号和光富士見バイパスの志木市～富士見市区間が開通します。

開通日時 7月29日(土)午後3時から供用開始





電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

☎ 新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室 ☎049-265-5033

電力・ガス・食料品などの価格高騰での負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯などに対し、1世帯あたり3万円を支給します。



※非課税世帯と家計急変世帯の重複支給はできません。

※租税条約による免除の適用を届け出ている方がいる世帯を除きます。

申請期限 11月30日(木)(消印有効)

令和5年度住民税非課税世帯の方

対象の方に順次、確認書または申請書を郵送します。

対象 次のすべてに該当する世帯

- 6月1日時点で本市に住民票がある世帯
- 同一世帯全員の令和5年度の市民税均等割が非課税である世帯

令和5年1月以降の家計急変世帯の方

対象の方はお問い合わせください。申請書を郵送します。

対象 次のすべてに該当する世帯

- 6月1日時点で国内に居住し、申請日時点で本市に住民票がある世帯
- 予期せず令和5年1～9月の家計が急変し、同一世帯の全員が令和5年度の市民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯



市税などの口座振替推進キャンペーン

☎ 収税課 ☎049-252-7118

市税などの口座振替の周知と利用促進のため、口座振替推進キャンペーンを実施します。



期間中、対象の方(先着240人)にコンパクトにたためる保冷温エコバッグをプレゼントします。

期間 7月1日(土)～9月29日(金)

対象 収税課でペイジー口座振替により、新規に口座振替手続き(令和5年度が課税の方)をした方

対象税目

- 市・県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税(種別割)
- 国民健康保険税(普通徴収) ※保険年金課でも受付可



写真はイメージ

ペイジー口座振替受付サービス

取扱金融機関のキャッシュカード(一部利用できないカードあり)、納税通知書を収税課に持参してください。



困ったらすぐにご相談を 消費生活相談

【相談日】 月～金曜10:00～12:00、13:00～15:30

☎ 消費生活センター ☎049-252-7181

水回り修理のトラブルに注意

自宅のトイレが詰まり、インターネットの広告に「数百円から」と記載がある事業者修理を依頼したところ、1つの修理方法を試しても直らず、「他の作業も必要」と次々に提案され、最終的に高額な請求をされたという相談が寄せられています。

【消費者へのアドバイス】

- 現場で次々に作業を提案される場合は要注意です。作業員から「会社に改めて依頼の電話をかけて」と求められても、言われるままにしないようにしましょう。
- 焦らずに金額や作業内容を必ず確認し、納得できなければ作業を断る姿勢が大切です。
- 納得できない金額を請求された場合は、作業後でもその場で支払わず、すぐ消費生活センターにご相談ください。
- 自宅訪問を依頼した契約でも、クーリング・オフが可能な場合もあります。